

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人札幌証券取引所

理事長 伊 藤 義 郎

売買停止時間の見直しに伴う「業務規程施行規則」の一部改正について

本所は、別紙のとおり「業務規程施行規則」の一部改正を行い、平成 23 年 5 月 9 日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、本所では、平成 10 年 7 月以前においては、会社情報に係る売買停止を行った場合は終日売買停止としていましたが、平成 10 年 7 月には発行者による情報発表後 90 分後、平成 11 年 12 月に 60 分後、そして平成 16 年 2 月に 30 分後に売買再開とするなど、情報通信インフラの普及等の外部環境の変化等を踏まえながら、適宜、売買停止時間の見直しを行ってきました。しかし、その後の証券市場を巡る外部環境をみると、情報端末の高度化の更なる進展等により、情報入手の迅速性・容易性は格段に向上しており、市場利用者からは迅速な取引機会の提供についてニーズが寄せられているところです。

今般、売買停止期間の更なる短縮を行い、売買停止制度の実効性の向上を図るため、「業務規程施行規則」について所要の改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

I 改正概要

1. 売買取引の停止時間の短縮

有価証券又はその発行者等に関する情報が生じている場合における売買停止の時間については、本所が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本所が確認した後 15 分を経過した時（監理銘柄指定の場合等は、本所が当該指定の決定に関する発表を行った後 15 分を経過した時）までとします。なお、整理銘柄指定の場合は、従前どおり、終日停止となります。

2. 売買の取消しを行わない場合における停止時間の短縮

売買の取消しを行う可能性があることを周知させる必要がある場合における売買停止の時間については、本所が売買の取消しを行わないことを発表した後 15 分を経過した時までとします。

以 上

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の停止)</p> <p>第22条 規程第27条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規程第27条第2号に掲げる場合の売買の停止は、有価証券又はその発行者に関し、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(その特例を含む。)により開示が必要とされる事実に関する情報が生じている場合において、本所が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本所が確認した後<u>15分</u>を経過した時(監理銘柄若しくは整理銘柄への指定事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本所が監理銘柄又は整理銘柄への指定の決定に関する発表を行った後<u>15分</u>を経過した時)までとする。ただし、当該銘柄を整理銘柄に指定することとした場合その他本所が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 規程第27条第5号に掲げる場合の売買の停止は、次のa又はbに定める期間とする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 売買の取消しを行わない場合 本所が売買の取消しを行わないことを発表した後<u>15分</u>を経過した時まで</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成23年5月9日から施行する。</p>	<p>(売買の停止)</p> <p>第22条 規程第27条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規程第27条第2号に掲げる場合の売買の停止は、有価証券又はその発行者に関し、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(その特例を含む。)により開示が必要とされる事実に関する情報が生じている場合において、本所が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本所が確認した後<u>30分</u>を経過した時(監理銘柄若しくは整理銘柄への指定事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本所が監理銘柄又は整理銘柄への指定の決定に関する発表を行った後<u>30分</u>を経過した時)までとする。ただし、当該銘柄を整理銘柄に指定することとした場合その他本所が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 規程第27条第5号に掲げる場合の売買の停止は、次のa又はbに定める期間とする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 売買の取消しを行わない場合 本所が売買の取消しを行わないことを発表した後<u>30分</u>を経過した時まで</p>